

印
紙

工 事 請 負 契 約 書

発 注 者 一般社団法人 神奈川県トラック協会 と

受 注 者 とは

(工事名称) 神奈川県トラック総合会館大規模改修 工事

の施工について、次の条項と添付の工事請負契約約款、設計図書等（設計図面 433 枚、仕様書 1 冊、現場説明書 1 枚、質問回答書 2 枚）に基づいて、工事請負契約を締結する。

1. 工 事 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1

2. 工 期 着 手 令和7 年 4 月 1 日
完 成 令和8 年 8 月 31 日
引渡日 令和8 年 9 月 1 日

3. 請 負 代 金 額 金
うち 工事価格

取引に係る消費税及び地方消費税の額
(注) 請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加えた額。

4. 請負代金の支払 前 払 契約成立の時に 請負代金の3割
部分払 令和8年3月末時点の完成出来高の9割から前払金を
引いた金額

支払請求締切日
完成引渡しの時に 請負代金から前払金と部分払金を引いた金額

5. (1) 部分使用の有無(無) (2) 部分引渡しの有無(無) (3) 仲裁合意の有無(無)
(4) 種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めの有無(有) (建設業法第 19 条第 1 項第 13 号)
① この工事が、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成 19 年法律第 66 号)に定める特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合、講ずべき瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置の内容(保証金の供託又は責任保険契約の締結)は、添付別紙のとおりとする。

② 上記①を除くその他の措置の内容

(5) 工事を施工しない日又は時間帯の定めの有無 (有) (建設業法第 19 条第 1 項第 4 号)
工事を施工しない日 日曜、祝日 工事を施工しない時間帯 早朝、深夜

6. 解体工事に要する費用等
この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項については、添付別紙のとおりとする。

7. 建設発生土の搬出先等
(1) 建設発生土の発生予定の有無 (有)
(2) 上記(1)で、有りの場合
発注者による搬出先指定の有無 (無)
① 発注者による建設発生土の搬出先の指定があるときは、仕様書に定めるとおりとする。

- ② 発注者による建設発生土の搬出先の指定がないときは、受注者が適切な搬出先を選定し、発注者に速やかにその名称及び所在地を報告する。また、搬出先を変更したときも同様とする。
- (3) 発注者は受注者に対し、建設発生土の処理の状況について報告を求めることができる。
- (4) 上記(2)(3)の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 8 条第 1 項第 1 号、第 5 項及び第 9 項)
- ※ 建設発生土については、体積 500㎡以上を搬出する場合に該当

8. そ の 他

この契約の証として本書 2 通を作り、発注者及び受注者が記名押印して、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

<発注者>

住所又は所在地 神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1

一般社団法人 神奈川県トラック協会

氏名又は名称 会長 吉田 修一 印

同保証人(住所又は所在地及び氏名又は名称) 印

<受注者>

住所又は所在地

氏名又は名称 印

同保証人(住所又は所在地及び氏名又は名称) 印

- (注)・保証人を立てない場合は、空欄とする。
・その他の方法を用いる場合は、その方法を「8. その他」欄に記入する。
・保証人が個人である場合、この保証は民法第 465 条の 2 に定める個人根保証となることから別途に債権者(保証される者)との間で、保証契約を締結し、極度額を定める必要がある。
・保証人(法人を除く。以下この文において同じ。)を立てる場合は保証人に対して民法第 465 条の 10 第 1 項に規定する情報提供義務が発生することに留意すること。

上記工事に關し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務(建築士法第 2 条第 8 項で定める工事監理、並びに同法第 18 条第 3 項及び第 20 条第 3 項で定める工事監理者の業務を含む。)を委託されていることを証するためここに記名押印する。

監 理 者 未定 印

工事請負契約書用紙改正
平成元年 2 月、平成 9 年 4 月、平成 9 年 9 月、平成 14 年 5 月、平成 19 年 5 月、平成 20 年 11 月、平成 21 年 5 月、平成 23 年 5 月、平成 28 年 3 月、令和 2 年 4 月、令和 5 年 1 月、令和 6 年 1 月 (民間(七会)連合協定用紙)